

別紙 2

災害応急対策実施に係る基準

本基準は、北名古屋衛生組合温水プール（以下「施設」という。）における災害応急対策に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本基準における災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等による集団的な大事故をいう。

第 1 非常配備体制

1 非常配備体制の確立

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合、災害応急対策を強力に推進するため、すみやかに非常配備体制を確立する。

2 非常配備の基準

指定管理者は、別紙「非常配備の基準」により非常配備を行うものとする。

3 非常配備体制への移行

北名古屋市に災害が発生し、その災害が北名古屋衛生組合（以下「組合」という。）の定める配備事由に該当する場合は、自動的に当該配備事由に相当する種別の非常配備体制に移行する。

4 非常配備体制の指示、伝達

非常配備体制の指示及び伝達は、組合より指定管理者に対して行う。指定管理者は、自らが作成する非常配備・動員計画において定めた者（以下「非常配備要員」という。）に対し指示・伝達を行う。

5 非常配備要員に対する任務の付与

指定管理者は、非常配備体制に移行したときには、非常配備要員に対してすみやかに具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配置場所を指示するものとする。

第 2 動員計画

1 動員の対象

動員の対象は、非常配備要員とする。

2 動員の方法

(1) 伝達系統及び方法

指定管理者が非常配備・動員連絡網にて定める連絡責任者より、非常配備要員に伝達を行う。

(2) 非常参集

職員の勤務時間外又は休日等において動員の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ等により知ったときは、直ちに参集するものとする。

3 非常配備要員から除外する職員等

次の者を非常配備要員対象から除外する。

ア 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者

イ 病弱者等で、指定管理者があらかじめ除外を相当と認めた者（その者の勤務時間外における動員のみ除外）

ウ その他指定管理者がやむを得ないと認め、組合の承認を得た者

4 非常配備・動員計画

(1) 指定管理者は、施設の非常配備・動員計画を作成し、平常時から職員等へ周知徹底に努める。

(2) 計画の内容

非常配備・動員計画は、次の内容により作成する。

ア 非常配備時の職務

イ 非常配備要員の名簿を作成し、非常配備要員には総括責任者・副総括責任者のいずれかを必ず含むものとし、別紙「非常配備の基準」の配置職員数を満たすこと。

ウ 非常配備・動員連絡網

指定管理者は連絡責任者を1名定め、連絡責任者より、イで定めた非常配備要員へ伝達する。なお、連絡責任者は総括責任者若しくは副総括責任者のいずれかが担うこととする。連絡責任者は非常配備要員を兼ねることも可とする。

(3) 報告

指定管理者は、非常配備・動員計画を作成したとき、又は人事異動等により、計画の内容を変更したときは、組合へ提出するものとする。

第3 非常配備時の活動及び記録並びに報告

1 開場時間内に非常配備体制に移行した場合

(1) 開場時

ア 直ちに施設の被害状況等を確認し、その後も巡視などにより異常などの発見に努める。

イ 火災が発生した場合は、先ず初期消火に努める。

ウ 施設に被害、異常、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに総括責任者へ報告しその指示を受け、施設の内外にわたり危険箇所の立ち入りの規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行うなどの必要な処置をとるとともに、組合へ連絡する。北名古屋市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、被害の有無に係わらず状況を組合に報告する。

エ 利用者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

オ 通信設備の被害状況を把握し、通信機能の確保を行う。

カ 組合から非常配備体制の解除の連絡があった場合は、通常の勤務（引き続き被害等の処置を行う場合を含む。）にもどる。

キ 非常配備記録（様式1）を作成し、非常配備体制の解除後、遅滞なく組合に報告する。

ク 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる必要が有る場合は、組合と調整を行い対処する。

(2) 開場終了後

ア 勤務時間終了時に引き続き非常配備体制が維持されている場合は、非常配備要員等の氏名を非常配備記録に記入する。

イ 定期的に施設の被害状況等の把握に努める。

ウ 施設に被害、異常、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに総括責任者へ報告しその指示を受け、他の非常配備要員の動員体制の確保、施設の内外にわたり危険箇所の立ち入りの規制や、危険物等に対し緊急防護措置を行うなどの必要な処置をとるとともに、被害状況、処置等を組合へ連絡する。

被害への対応等のため、他の非常配備要員が非常配備に加わった場合は、その非常配備要員の氏名及び非常配備についての時間を非常配備記録に記入する。

エ 通信設備の被害状況を把握し、通信機能の確保を行う。

オ 非常配備時間が長時間に及ぶ場合は、総括責任者へ連絡し、交替等についてその指

示を受ける。交替する非常配備要員等が参集するまでは現体制を維持する。

他の非常配備要員と交替した場合は、その非常配備要員の氏名及び非常配備についた時間を、非常配備記録に記入する。

カ 組合から非常配備体制の解除、その他の連絡を受けるまでは、その体制を維持する。

キ 組合から非常配備体制の解除の連絡があった場合は、施設の状況の確認等必要な処置を行い、非常配備のための勤務を終了する。非常配備記録を作成し、遅滞なく組合に報告する。

(3) 職員等の勤務時間外に非常配備体制に移行した場合

ア 参集後直ちに施設の被害状況等を確認する。参集者の氏名及び非常配備についた時間を非常配備記録に記入するとともに、FAXなどの方法により組合へ報告する。

イ (2)イからキを準用する。

2 非常配備記録等の取扱

作成した非常配備記録は原則5年間保存するものとする。

第4 事業休止等応急措置

1 暴風警報が発令された場合など、災害が発生するおそれがある場合は、「非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針」に従って対応するものとし、これにより難しい場合は組合と協議のうえ決定する。

2 災害が発生し、各種事業（施設利用を含む。）を継続することが困難であるときは、下記の措置をとるものとする。

(1) 利用者を安全に避難させるとともに、災害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置をとる。

(2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。

(別紙)

非常配備の基準

1 非常配備事由

配備種別	事由	体制
警戒配備	<ol style="list-style-type: none">1 天気図や気象情報等により、局地的な降雨が発生すると見込まれるとき2 次の各警報が1以上北名古屋市に発表されたとき<ol style="list-style-type: none">(1) 大雨警報(2) 洪水警報3 震度4の地震が発生したとき4 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき5 その他組合が必要と認め当該配備を指示したとき	事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制
第1次非常配備	<ol style="list-style-type: none">1 次の各警報が1以上北名古屋市に発表されたとき<ol style="list-style-type: none">(1) 暴風警報(2) 暴風雪警報2 新川氾濫注意情報において、氾濫注意水位3.0m(水場川外水位)を超えたとき3 震度5弱の地震が発生したとき4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき5 その他組合が必要と認め当該配備を指示したとき	災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制
第2次非常配備	<ol style="list-style-type: none">1 北名古屋市に次の特別警報が1以上発表されたとき<ol style="list-style-type: none">(1) 大雨特別警報(2) 暴風特別警報(3) 暴風雪特別警報2 新川氾濫注意情報において、出動水位3.9m(水場川外水位)を超えたとき3 震度5強の地震が発生したとき4 第1次非常配備中で事態が悪化したとき5 その他組合が必要と認め当該配備を指示したとき	第1次非常配備を強化し、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制
第3次非常配備	<ol style="list-style-type: none">1 新川氾濫危険情報において、氾濫危険水位5.2m(水場川外水位)を超えたとき2 震度6弱以上の地震が発生したとき3 第2次非常配備中で事態が悪化したとき4 その他予想できない重大な災害が発生し、組合が当該配備を指示したとき	非常配備要員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制

2 非常配備要員

最低非常配備要員※	警戒配備	第1次非常配備	第2次非常配備	第3次非常配備
4人	—	2人	2人	4人

※最低非常配備要員数とは、施設において最低限必要な参集対象とすべき要員数である。ただし、この数には指定管理者職員のほか、嘱託職員、臨時職員を含めても構わない。

様式 1

非常配備記録

【北名古屋衛生組合温水プール】

1 報告日時		2 記入者名	
3 総括責任者名			
4 配備種別	第1次非常配備 ・ 第2次非常配備 ・ 第3次非常配備		
5 配備事由			
6 非常配備時刻及び解除時刻、非常配備時間	非常配備時刻及び解除時刻 令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで 非常配備時間 時間 分		
5 参集者名、参集時刻及び非常配備時間			
参集者名	参集、交替及び解除時刻	非常配備時間	特記事項
6 利用者の状況等			
利用者人数	人	死亡者やけが人の数	人
特記事項			
7 建物の被害状況			
被害状況を簡潔に記入	(敷地)		

被害状況を簡潔に記入	(建物)
	(室内)
	(その他)
総合的な使用可否	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可
8 ライフライン等の状況 (使用の可否、関係機関への連絡の有無を記載)	
電気	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可
水道	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可
通信	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可
排水	使用可 ・ 一部使用可 ・ 使用不可
特記事項	
9 その他連絡事項	

※各項目共に記載欄が足りない場合は、別紙にて記載すること。